

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月14日

【四半期会計期間】 第56期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社サンドラッグ

【英訳名】 SUNDRUG CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 才 津 達 郎

【本店の所在の場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 管 理 部 長 加 藤 好 伸

【最寄りの連絡場所】 東京都府中市若松町一丁目38番地の1

【電話番号】 042(369)6211(代表)

【事務連絡者氏名】 管 理 部 長 加 藤 好 伸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期 第2四半期 連結累計期間	第56期 第2四半期 連結累計期間	第55期
会計期間		自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(百万円)	278,679	292,705	564,215
経常利益	(百万円)	17,826	17,487	36,792
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	11,998	11,723	24,829
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	11,995	11,769	24,851
純資産額	(百万円)	145,121	162,748	154,828
総資産額	(百万円)	231,501	252,251	246,619
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	102.54	100.30	212.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	102.54	100.30	212.31
自己資本比率	(%)	62.7	64.5	62.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	19,936	15,900	36,148
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,702	7,343	15,245
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,216	3,856	6,372
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	54,970	65,184	60,483

回次		第55期 第2四半期 連結会計期間	第56期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	51.19	47.82

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成30年4月1日～平成30年9月30日）におけるわが国経済は、各種政策効果もあって企業収益や雇用環境の改善などを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦、国際金融市場変動、原油高、地政学リスクなど海外の政治・経済の不確実性に加え、国内の相次ぐ自然災害の影響、また、物価上昇等に対応する消費者の根強い節約志向で個人消費は力強さを欠くなど、経済環境の先行きは不透明な状況が続いております。

ドラッグストア業界におきましては、同業他社による積極的な出店や価格競争に加え、他業種からの参入やM&Aも増加し、更に厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き、「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、お客様のニーズにお応えする質の高い出店やサービスレベルの向上、プライベートブランド商品の開発、各業態の進化と新業態の開発、ネット販売の強化、食料品はじめ利便性強化のための店舗改装など積極的に取り組み、活性化を図ってまいりました。

当第2四半期連結累計期間の当社グループ全体の出店などの状況は、22店舗（フランチャイズ店2店舗の出店を含む）を新規出店し、3店舗のスクラップ&ビルドを実施いたしました。また、51店舗で改装を行い、8店舗（建替えによる1店舗の閉店を含む）を閉店し活性化を図りました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業870店舗（直営店661店舗、㈱星光堂薬局67店舗、㈱サンドラッグプラス56店舗、㈱サンドラッグファーマシーズ24店舗、フランチャイズ店62店舗）、ディスカウントストア事業263店舗（ダイレックス㈱263店舗）の合計1,133店舗となりました。

当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高2,927億5百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益171億93百万円（同1.8%減）、経常利益174億87百万円（同1.9%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益117億23百万円（同2.3%減）となり、増収・減益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業は、大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震や度重なる被害を及ぼした台風など自然災害による影響や猛暑により殺虫剤などの夏物季節商材は低調に推移しましたが、食料品等品揃え強化、インバウンド需要の対応及び店舗改装を積極的に実施し、売上増に努めました。また、マーチャンダイジングの改善などによる売上総利益の向上を図り、販売促進の一層の改善・効率化、物流の合理化推進を実施するなど引き続き経費の削減に努めましたが、人件費や諸手数料の増加など厳しい状況となりました。

なお、ドラッグストア事業の出店などの状況は、16店舗（フランチャイズ店2店舗の出店を含む）を新規出店し、1店舗のスクラップ&ビルドと33店舗を改装したほか、7店舗の閉店を実施し活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は2,060億6百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は132億39百万円（同2.5%減）となり、増収・減益となりました。

<ディスカウントストア事業>

ディスカウントストア事業は、西日本豪雨や度重なる台風などによる影響や猛暑による夏物季節商材不調がありました。また、医薬品や食料品の販売に注力し、積極的な店舗改装にも一層注力し、売上増に努めました。また、医薬品等の販売強化による売上総利益の改善とともに、業務の合理化・効率化を図るなど引き続き経費の削減に努めました。

なお、ディスカウントストア事業の出店などの状況は、6店舗を新規出店し、2店舗のスクラップ&ビルドと18店舗を改装したほか、1店舗（建替えによる）の閉店を実施し活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は1,049億90百万円（前年同期比8.1%増）、営業利益は39億53百万円（同0.6%増）となり、増収・増益となりました。

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ56億32百万円増加し、2,522億51百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加等によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ22億87百万円減少し、895億3百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少等によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ79億19百万円増加し、1,627億48百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ47億円増加し、651億84百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期に比べ40億35百万円減少し、159億円（前年同期比20.2%減）となりました。これは主に、法人税等の支払額が前年同期に比べ増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ3億58百万円減少し、73億43百万円（前年同期比4.7%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が前年同期に比べ減少したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期に比べ6億40百万円増加し、38億56百万円（前年同期比19.9%増）となりました。これは主に、配当金の支払額が前年同期に比べ増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結累計期間において、変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	536,000,000
計	536,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	119,331,184	119,331,184	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	119,331,184	119,331,184		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	平成30年7月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6
新株予約権の数(個)	35 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	平成30年8月10日～平成60年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,845 資本組入額 1,923 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5・6

新株予約権証券の発行時(平成30年7月23日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式(普通株式の無償割当の比率は、自己株式には割当が生じないことを前提として算定した比率とする。)により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割または株式併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後割当株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる額とする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が競合他社（当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。）の役職員または顧問等に就任または就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

新株予約権者が（ ）重大な法令に違反した場合、（ ）当社の定款に違反した場合または（ ）取締役を解任された場合には行使できないものとする。

新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする（新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする）。

新株予約権者が死亡した場合、上記に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得事由及び行使の条件

新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記(注)4及び下記(注)6の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。

6. 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

上記のほか、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めにより新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	-	119,331,184	-	3,931	-	7,409

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社イリュウ商事	東京都世田谷区経堂4-5-10	43,776	37.45
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパ ニー 505223 (常任代理 人 (株)みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港 南2-15-1)	4,392	3.76
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	3,845	3.29
多田 直樹	東京都世田谷区	3,112	2.66
ピーピーエイチ フォー ファイデ リテイ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポート フォリオ)(常任代理人 (株)三菱 UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	3,030	2.59
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,865	2.45
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン 140044 (常 任代理人 (株)みずほ銀行決済営 業部)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, NEW YORK, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	2,310	1.98
多田 高志	東京都世田谷区	2,200	1.88
シービーニューヨーク オービ ス エスアイシーアーヴィー (常任代理人シティバンク、エ ヌ・エイ東京支店)	31, Z. A. BOURMICH, L-8070 BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6-27-30)	1,880	1.61
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパ ニー 505103 (常任代理 人 (株)みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	1,721	1.47
計	-	69,134	59.15

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,845千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,865千株

2. MFSインベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーから、平成30年10月4日付(報告義務発生日 平成30年9月28日)の大量保有報告書の写しの提出があり、以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
MFSインベストメント・マネジメント(株)	東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞ヶ関ビル	873	0.73
マサチューセッツ・ファイ ナンシャル・サービス ズ・カンパニー	111 HUNTINGTON AVENUE, BOSTON, MASSACHUSETTS, 02199 U.S.A	10,306	8.64

3. 上記のほか、自己株式が2,447千株あります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,447,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 116,871,300	1,168,713	
単元未満株式	普通株式 12,084		
発行済株式総数	119,331,184		
総株主の議決権		1,168,713	

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	2,447,800		2,447,800	2.05
計		2,447,800		2,447,800	2.05

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役社長	管理本部長	赤尾 主哉	平成30年8月5日

(2) 役職の異動

新役名	旧役名	氏名	異動年月日
代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	才津 達郎	平成30年8月6日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性12名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	60,487	65,194
売掛金	9,646	8,896
商品	65,342	66,029
原材料及び貯蔵品	39	39
その他	15,362	14,580
貸倒引当金	12	11
流動資産合計	150,866	154,729
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	36,091	37,162
その他（純額）	19,516	19,581
有形固定資産合計	55,607	56,743
無形固定資産		
のれん	211	153
その他	4,529	4,544
無形固定資産合計	4,740	4,698
投資その他の資産		
敷金及び保証金	20,630	20,916
その他	14,979	15,370
貸倒引当金	206	206
投資その他の資産合計	35,404	36,080
固定資産合計	95,752	97,522
資産合計	246,619	252,251

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,095	58,459
未払法人税等	7,293	6,155
役員賞与引当金	-	61
ポイント引当金	3,297	3,360
その他	15,708	15,029
流動負債合計	85,395	83,066
固定負債		
退職給付に係る負債	1,023	1,073
資産除去債務	3,161	3,277
その他	2,210	2,085
固定負債合計	6,395	6,436
負債合計	91,790	89,503
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,931	3,931
資本剰余金	7,409	7,409
利益剰余金	175,191	158,517
自己株式	28,545	4,004
株主資本合計	157,986	165,852
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	98	128
土地再評価差額金	3,260	3,260
退職給付に係る調整累計額	84	68
その他の包括利益累計額合計	3,246	3,200
新株予約権	88	96
純資産合計	154,828	162,748
負債純資産合計	246,619	252,251

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	278,679	292,705
売上原価	209,882	220,077
売上総利益	68,797	72,627
販売費及び一般管理費	¹ 51,295	¹ 55,434
営業利益	17,501	17,193
営業外収益		
受取利息	63	64
受取配当金	5	5
固定資産受贈益	215	164
その他	44	65
営業外収益合計	329	299
営業外費用		
支払利息	4	3
その他	0	0
営業外費用合計	4	4
経常利益	17,826	17,487
特別利益		
固定資産売却益	0	0
受取補償金	39	-
違約金収入	-	1
その他	1	0
特別利益合計	40	2
特別損失		
固定資産売却損	12	-
固定資産除却損	95	16
賃貸借契約解約損	16	38
減損損失	39	87
災害による損失	-	19
社葬関連費用	-	38
その他	1	-
特別損失合計	164	200
税金等調整前四半期純利益	17,703	17,289
法人税等	5,705	5,565
四半期純利益	11,998	11,723
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	11,998	11,723

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
四半期純利益	11,998	11,723
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	30
退職給付に係る調整額	5	15
その他の包括利益合計	3	45
四半期包括利益	11,995	11,769
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	11,995	11,769
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	17,703	17,289
減価償却費	3,631	3,944
減損損失	39	87
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	13	49
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	1
役員賞与引当金の増減額(は減少)	66	61
ポイント引当金の増減額(は減少)	72	62
受取利息及び受取配当金	69	69
支払利息	4	3
固定資産除却損	95	16
社葬関連費用	-	38
売上債権の増減額(は増加)	141	749
たな卸資産の増減額(は増加)	129	686
未収入金の増減額(は増加)	757	1,044
仕入債務の増減額(は減少)	191	636
未払消費税等の増減額(は減少)	403	349
その他	2,185	457
小計	24,702	22,062
利息及び配当金の受取額	5	5
利息の支払額	0	0
社葬関連費用の支払額	-	38
法人税等の支払額	4,771	6,129
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,936	15,900
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,318	5,952
無形固定資産の取得による支出	212	230
貸付けによる支出	220	263
敷金及び保証金の差入による支出	676	418
敷金及び保証金の回収による収入	242	108
その他	516	586
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,702	7,343
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	3,213	3,856
自己株式の取得による支出	2	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,216	3,856
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	9,018	4,700
現金及び現金同等物の期首残高	45,952	60,483
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 54,970	1 65,184

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。	

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
給料手当及び賞与	19,112百万円	20,394百万円
賃借料	10,545百万円	11,805百万円
役員賞与引当金繰入額	64百万円	61百万円
退職給付費用	232百万円	239百万円
ポイント引当金繰入額	72百万円	62百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	-百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金勘定	54,981百万円	65,194百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	11百万円	10百万円
現金及び現金同等物	54,970百万円	65,184百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,214	55	平成29年3月31日	平成29年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年11月9日 取締役会	普通株式	3,155	27	平成29年9月30日	平成29年12月8日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,857	33	平成30年3月31日	平成30年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の
末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年11月9日 取締役会	普通株式	3,857	33	平成30年9月30日	平成30年12月10日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月29日付で自己株式15,000,000株の消却を実施いたしました。この結果、当第2四半期連結累計期間において、利益剰余金及び自己株式が245億41百万円それぞれ減少し、当第2四半期連結会計期間末において利益剰余金が1,585億17百万円、自己株式が40億4百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	181,612	97,067	278,679	-	278,679
セグメント間の内部売上高 又は振替高	17,003	11	17,014	17,014	-
計	198,615	97,079	295,694	17,014	278,679
セグメント利益	13,572	3,930	17,503	1	17,501

(注)1. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	ドラッグストア 事業	ディスカウント ストア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	187,725	104,980	292,705	-	292,705
セグメント間の内部売上高 又は振替高	18,281	10	18,291	18,291	-
計	206,006	104,990	310,997	18,291	292,705
セグメント利益	13,239	3,953	17,192	0	17,193

(注)1. セグメント利益の調整額は、全額セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	102円54銭	100円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	11,998	11,723
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	11,998	11,723
普通株式の期中平均株式数(株)	117,014,718	116,883,376
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	102円54銭	100円30銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	606	514
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 平成30年11月9日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額・・・・・・・・ 3,857百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・ 33円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成30年12月10日

(注) 平成30年9月30日現在の株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

(2) 子会社に対する公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社のダイレックス株式会社は、公正取引委員会より平成26年6月5日付で、独占禁止法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用)に該当し、同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令(納付すべき課徴金の額1,274百万円)を受けました。

両命令の内容を慎重かつ詳細に検討いたしました結果、認識・見解の相違があることから、両命令について、独占禁止法第49条第6項及び同法第50条第4項の規定に基づき、平成26年6月5日付で、公正取引委員会に対し審判請求を行い、現在、審判継続中であります。

なお、課徴金の業績への影響につきましては、すでに1,274百万円を平成26年3月期に特別損失として計上済みであります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月14日

株式会社サンドラッグ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	正貴	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川口	宗夫	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンドラッグの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。